

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（案）及び鉱業権者が講ずべき措置事例の一部を改正する規程（案）並びに鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針の一部を改正する規程（案）に対する意見公募手続の結果について

令和 8 年 6 月 3 0 日
経 済 産 業 省 大 臣 官 房
産 業 保 安 ・ 安 全 グ ル ー プ
鉱 山 ・ 火 薬 類 監 理 官 付

「鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（案）及び鉱業権者が講ずべき措置事例の一部を改正する規程（案）並びに鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針の一部を改正する規程（案）」について、令和 8 年 5 月 8 日から同年 6 月 8 日まで意見公募手続を実施しました。

提出された御意見の概要と御意見に対する考え方については以下のとおりです。

1. 意見公募の実施方法

- ・意見公募期間：令和 8 年 5 月 8 日（金）～令和 8 年 6 月 8 日（月）
- ・意見公募の掲載媒体：電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載、窓口での配布
- ・意見提出方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送、電子メール

2. 意見公募の対象

- ・鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（案）
- ・鉱業権者が講ずべき措置事例の一部を改正する規程（案）
- ・鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針の一部を改正する規程（案）

3. 提出意見数

5 件

4. 提出された御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり。

5. お問い合わせ先

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ鉱山・火薬類監理官付

電話番号：03-3501-1870

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	・そもそも 高齢者がわざわざ危険な場所で働かなければいけない社会状況こそ、問題ではないのか。	・令和6年9月13日に閣議決定された「高齢社会対策大綱」においては、我が国の高齢化の進展を踏まえ、その基本的な考え方として、「年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築」「加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築」等が日本政府全体の方針とされております。 鉱山においても本大綱を踏まえつつ、高年齢者が鉱業に従事する場合は、各鉱山の実情を十分に踏まえた上で、鉱業権者による高年齢者に対する必要な危害防止措置を適切に講じていただくことが必要と考えます。
2	・「高年齢者」とは、具体的に何歳以上の者をいうのか？	・一般的に高年齢者は、加齢に応じ身体機能や認知機能が低下すると思われませんが、身体機能の低下等の状況は個々人によって異なり、またその従事する作業内容も様々であることから危害が生ずる恐れもそれぞれ異なると考えられること、また、高年齢者の年齢を具体的に特定することで、機械的にその対象とはならない者に対する措置が適切に講じられない恐れも考えられることから、本案では具体的な年齢を特定せず、各鉱山の実情を十分に踏まえた上で、鉱業権者による高年齢者に対する必要な危害防止措置を適切に講じていただくことが適切と考えます。
3	・高年齢者に対する保安対策措置を講じることは適切なことであると考えます。 鉱山保安法における高年齢者の年齢の定義をどこかで規定していただくことを希望します。また、その理由を付記していただけますと幸いです。	・高年齢労働者の労働災害発生率については、一般的には50歳を超えてくると上昇していく傾向（※1）にあり、また、鉱山における墜落や転倒災害の発生についても同様です（※2）。 （※1）第170回安全衛生分科会資料p5参照 （※2）令和8年3月中央鉱山保安協議会資料3p2参照 一般的に高年齢者は、加齢に応じ身体機能や認知機能が低下すると思われませんが、身体機能の低下等の状況は個々人によって異なり、またその従事する作業内容も様々であることから危害が生ずる恐れもそれぞれ異なると考えられること、また、高年齢者の年齢を具体的に特定することで、機械的にその対象とはならない者に対する措置が適切に講じられない恐れも考えられることから、本案では具体的な年齢を特定せず、各鉱山の実情を十分に踏まえた上

		で、鉱業権者による高年齢者に対する必要な危害防止措置を適切に講じていただくことが適切と考えます。
4	・ 鉱山保安法施行規則第40条第1項第10号の保安規程に定めなければならない内容として、「高年齢者である鉱山労働者に対する危害防止」も明示すること ⇒本項目は保安規程「その他保安を確保する措置」に「2/10 付け高年齢者の労働災害防止のための指針」から抜粋して追記することができるので理解できる。	・ 御理解いただきありがとうございます。
	・ 鉱山保安法施行規則第12条に規定する「機械、器具及び工作物の安全かつ適正な使用方法又は作業方法若しくは作業手順」について、鉱業権者が講ずべき措置事例（第10章 機械、器具及び工作物の使用（第12条関係））において、「安全かつ適正」の概念に、「高年齢者の特性」に応じたものを明示することにより、事業者における対策の検討・実施を促すこととします。 ⇒本項目については、上記に記載した厚生労働省の指針には無いものが盛り込まれているように解釈した（同指針は努力義務）が、解釈が違うのかそれとも労働安全衛生法よりも踏み込むのか、省庁の違いにより表現が異なるだけなのか分からない。	・ 厚生労働省から公表された「高年齢者の労働災害防止のための指針」（下記参照）には、本改正案と同様、事業者が講ずべき措置として、高年齢者の特性を考慮して作業内容等を見直すなど、高年齢者の特性を考慮した作業管理に取り組むことが規定されております。 なお、鉱業権者が講ずべき措置事例は、鉱業権者が自らの鉱山の状況に応じて適切な保安の確保のための措置を実施できるよう、鉱山保安法施行規則に基づく鉱業権者が講ずべき措置の具体的な事例を明確化したものであり、これらを踏まえつつ、鉱業権者が鉱山の実態に応じて適した措置を講じることとなります。 （参考）高年齢者の労働災害防止のための指針（抜粋） （令和8年2月10日 高年齢者の労働災害防止のための指針公示第1号） 第2 事業者が講ずべき措置 2 職場環境の改善 （2）高年齢者の特性を考慮した作業管理 筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能及び認知機能の低下等の高年齢者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施すること。その際、以下に掲げる対策の例を参考に、高年齢者の特性やリスクの程度を勘案し、事業場の実情に応じた優先順位をつけて対策に取り組むこと。 （以下、略）

5	・本省令および関係規程は「公布の日から施行」とされておりますが、保安規程の変更届出等の履行について、実務の準備期間（6ヶ月～1年程度）を考慮した猶予期間（経過措置）を設けるよう要望いたします。 （理由） 現場への教育やマニュアル整備に加え、保安規程の改定には法令で定められた「保安委員会」の審議や有資格者からの意見聴取など、厳格な合意形成手続きに物理的な時間を要します。「公布の日から直ちに施行」となった場合、教育や法定手続きが完了しない期間（未対応期間）が生じる懸念があります。実効性のある危害防止措置を現場へ確実に定着させるため、履行期限の柔軟な運用をご検討いただきたく存じます。	・保安規程の策定の際には、現況調査であきらかとなった保安のための措置を定めることとしており、今回の改正においては、その例示の一つを追加するものです。既に現況調査で明らかとなった保安措置については現行の保安規程において定められていると考えられることから、改正省令の施行によって現在の保安規程が違法となるものではありません。従って、原案通り公布の日から施行することとさせていただきます。 なお、「高年齢者の労働災害防止のための指針」を参考にするなど、本改正を契機として、あらためて現況調査を実施し、高年齢者の危害の防止のために必要な保安措置を定める必要がないか検討いただき、必要に応じて必要な手続きを行い、保安規程の改定を行っていただければと思います。
	・講ずべき措置事例における「高年齢者の特性に応じたもの」への対応について、高年齢者専用の独立したマニュアルの新規作成を一律に義務付けるのではなく、事業者が既に運用している鉱山保安マネジメントシステムや社内安全管理システム（リスクアセスメント等の枠組み）に、高年齢者の特性を評価軸として統合・併記する運用を容認していただきたく要望いたします。併せて、その旨のガイドライン（解釈例）をお示しいただけますと幸いです。 （理由） 現在、多くの事業者が「鉱山保安マネジメントシステム」等の自主的な保安体制や各社独自の安全管理システムを構築し、日々のリスク低減活動を機能させています。高年齢労働者の安全確保にお	・鉱業権者が講ずべき措置事例は、鉱業権者がそれぞれ状況が異なる各鉱山の実態に応じて適切な保安の確保のための措置を実施できるよう、鉱山保安法施行規則に基づく鉱業権者が講ずべき措置の具体的な事例を明記したものであり、これらを踏まえつつ、鉱業権者が自らの鉱山の実態に適した措置を講じることとなります。 今回の第10章第1項の講ずべき措置事例の改正は、新たに独立したマニュアルの作成を必ずしも求めているのではなく、鉱山の状況に応じて、既存のマニュアルの見直しなども含めて高年齢者の特性に応じた安全かつ適正な措置となるよう、適切な保安の確保のための措置を講じていただければ問題ありません。

	いても、新たに専用マニュアルを作成するより、既存の危険予知活動（KYK）やハザード評価の中に「高齢者の特性」という視点を組み込む方が、マニュアルの肥大化や形骸化を防ぐことができます。現場の過度な事務負担を抑えつつ、各事業者の実態に即した最も実効性の高い自主保安に繋がると考えるためです。	
--	--	--